

平成28年度 第2回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成28年8月26日（金） 午後3時30分～午後5時20分

開催場所：豊田市役所 南52会議室（南庁舎5階）

出席委員：浅井 保孝 宇井 之朗（安井 雅彦 代理） 梅村 豊作
兼松 功（村瀬 光延 代理） 加茂みきお 高取 千佳
谷口 功 中村 孝浩 西尾 和孝 羽根田利明
藤原 力司 松井 正衛 松本 幸正

以上 13名（欠席5名）

事務局：企画政策部 小栗部長
企画政策部 安田副部長
都市計画課

（開会時間 午後3時30分）

開 会

付議書伝達

磯谷副市長挨拶

審議会成立条件の報告と当審議会の出席状況の報告

- ・18名の委員のうち、13名の出席
- ・審議会条例第6条第3項の規程による「2分の1以上」の出席であり審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者→浅井保孝委員、高取千佳委員

議案審議

第1号議案 「豊田都市計画 地区計画の決定（花本産業団地南部地区計画）」

内容説明

＜市街化調整区域内地区計画制度概要＞

- ・市街化を抑制すべきである市街化調整区域において、地区計画を定めることにより、「住居系」及び「工業系」における計画的で良好な開発を許容する制度。
- ・制度に関する規定は「豊田市市街化調整区域内地区計画運用指針」に定めている。
- ・土地利用を図るべきとする対象地区の要件、地区計画による建築物等の制限に関する規定が定められており、それらに基づいて開発及び地区計画の検討を行っている。

- ・制度に基づく開発の事業主体は「公共」「民間」ともに可能。
- ・開発の種別としては、「住居系」「工業系」の土地利用に対する開発が対象。
- ・当該制度に基づく計画は、将来的には原則として市街化区域に編入。
- ・工業系土地利用を目的とする場合の対象地区の要件は4つ。
 - ① インターチェンジ周辺型：東名高速道路や伊勢湾岸自動車道等のインターチェンジの料金徴収所または一般高速道路への出入口から概ね1 km圏内。
 - ② 大規模既存工業地隣接型：20 ha以上の大規模工場敷地に隣接する区域。
 - ③ 幹線道路沿道型：大規模既存工場敷地に近接し、幹線道路に面する区域。
 - ④ 跡地利用型：工場敷地等の既存宅地。
- ・地区計画として定める項目は3つ。
 - ① 地区計画の目標・方針：良好な工業地としての環境等について、目標及び方針。
 - ② 地区施設の配置・規模：必要な緑地、調整池等について、適切な配置や規模。
 - ③ 地区計画区域内の建物に関するルール：目標及び方針に沿った建築物に誘導。「用途の制限」「建ぺい率、容積率の最高限度」「敷地面積の最低限度」「建築物の高さの最高限度」「壁面の位置の制限」等。

<花本産業団地南部地区計画概要>

- ・当地区は、花本産業団地の南側に位置する約6.2 haの地区で、都市計画道路豊田北バイパスや都市計画道路井上高橋線に隣接。
- ・地区計画区域の面積は約6.2 ha。
- ・地区整備計画区域の面積は約5.8 ha。
- ・地区整備計画区域はA地区、B地区、C地区の3つの区域に分け、地区ごとに建築物の制限が一部異なる。
- ・道路については、A地区に1号道路、B地区、C地区に2号道路を配置。
- ・緑地については、A地区に緑地1号～4号、B地区に緑地5号～9号、C地区に緑地10号及び11号を配置。
- ・調整池については、A地区に調整池1号～3号、B地区に調整池4号及び5号、C地区に調整池6号を設置。
- ・これらの地区施設は、開発行為を行う上での技術的基準を満たした内容となっている。
- ・地区の目標を、「生産・物流拠点として良好な工業地としての環境を構築すると共に、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業団地の形成を図る」こととする。
- ・土地利用方針として、「周辺の自然環境や住宅地の環境の保全を図りながら、産業廃棄物処理施設等の立地を規制することにより、適正な土地利用を行う」こととする。

<建築物等の制限>

- ・建てられる建築物の用途は、製造業の工場、製造業に係る研究施設、物流のための倉庫、荷さばき場又は施設に関連する事務所に限定し、これらの建築物以外は建てられない。
- ・建ぺい率は60%以下、容積率は150%以下。
- ・最低敷地面積は、各地区の街区の大きさに合わせて設定しており、A地区は3,000㎡、B地区は9,000㎡、C地区は1,500㎡。
- ・建築物の高さの最高限度は、25m以下。ただし、C地区の北側敷地境界線から30mの範囲は、12m。

- ・壁面後退は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までは2 m以上、道路境界線までは4 m以上。

<都市計画決定手続き>

- ・平成28年3月2日に地元住民の方への説明会を実施し、計画内容について周知。
- ・都市計画法第16条に基づく原案の縦覧は、平成28年4月4日から4月18日まで豊田市都市計画課にて実施。
- ・縦覧者は2名、意見書の提出はなし。
- ・縦覧中のホームページへのアクセス件数は45件。
- ・都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、平成28年6月6日から6月20日まで豊田市都市計画課にて実施。
- ・縦覧者は1名、意見書の提出はなし。
- ・縦覧中のホームページへのアクセス件数は53件。
- ・本日の審議会を経て、愛知県からの協議回答を受け、平成28年10月頃に地区計画告示予定。
- ・建物ルールを条例化するため9月市議会に建築物制限条例を上程し、地区計画の告示と同時に施行を予定。
- ・その後、開発協議の申請が行われ、協議成立後に宅地造成着工の予定。

以上、第1号議案内容説明。

質疑応答

○梅村委員

- ・A地区の北側の既存工業団地との間の道路の幅員はいくつか。

○事務局

- ・道路の幅員は9 mである。

○梅村委員

- ・1号道路と同じ幅員であるということか。

○事務局

- ・そうである。

○梅村委員

- ・調整池の容量について教えていただきたい。また、排出先について、A地区は水無瀬川に入ると思うが、B・C地区はどのように排出するか教えていただきたい。

○事務局

- ・排水先については、水無瀬川、花本川、小田川の3つの河川がある。調整池1号は水無瀬川、調整池2号、3号、4号は花本川、調整池5号、6号は小田川を経路として流れていき、全て自然流下で排出させる。
- ・調整池の容量については、調整池1号が514.3 m³、調整池2号が596.2 m³、調整池3号が521.2 m³、調整池4号が1,183.0 m³、調整池5号が1,313.0 m³、調整池6号が300.0 m³となっている。

○松本委員

- ・調整池として必要な容量を満たしているということでよいか。

○事務局

- ・そうである。

○西尾委員

- ・C地区の北側に既存住宅が3軒ほどある。今後の事業を進めていく中で、工事の騒音や交通事情、また実際に稼働していくと何等かの影響が出てくるかと想定できるが、住民の方からの意見や要望等があれば教えていただきたい。

○事務局

- ・地元説明会の際に、C地区に物流系企業が入ると夜間に動きがあり心配だという意見が出た。この事業は民間事業ではなく、市が産業用地の整備を行い、誘致する企業を審査しながら分譲していく。その審査の中で誘致する企業の業務形態を見ながら地域に迷惑をかけないような企業の誘致を行っていく。造成工事においても、市が行うため、市がしっかりと監督を行い、できる限り住民の方にご迷惑をおかけしないように行っていく。

○松本会長

- ・それで住民の方も納得しているということによいか。

○事務局

- ・そう考えている。

○松本会長

- ・地区整備計画区域の目標・方針について説明いただいたが、今回地区整備計画区域は3つの地区に分かれており、地区毎で最低敷地面積が異なっている。その理由について、説明をお願いしたい。
- ・総括図を見ると、地区計画区域の一番西側が水無瀬川緑地と重なっているように見えるが、どうなっているか説明をお願いしたい。
- ・現場が開発される際の周辺への影響、学校や生活環境への影響及びそれに対する配慮について教えていただきたい。

○事務局

- ・豊田市へ進出意向のある企業について調査をしたところ、様々な面積のニーズがあることがわかった。多様な面積ニーズに応えるため、最低敷地面積を3パターン設けている。
- ・総括図では地区計画区域と水無瀬川緑地が重なっているように見えるが、別々の都市計画であり、重なっていない。
- ・1軒の既存住宅地がある以外は、周辺に住宅地はなく、ほとんどが農地である。今回の地区計画区域の北側についてはこれまでも産業用途として土地利用されており、既に周辺が産業用地として活用されているため、今回の産業用地開発に伴う大きな影響はほとんどない。大きなインフラとして、豊田北バイパスが出来るため、それが北側の産業用地と南側の農地を分ける形になる。また、当産業用地周辺には学校の通学路の指定はないため、影響はない。当地区計画では、産業用地を整備するという配慮から、緑地を外回りに幅5mで配置することとしているが、特に既存住宅に接する区域については、幅10mで配置している。A地区南西部に1軒鶏舎があるが、この周りも緑地の幅を10mとすることで、周辺環境への配慮を行っている。交通については、

入居企業が決まっていないため、交通動態についてはわからないが、できるだけ入居企業に対し、乗合バスなどで通勤していただくなど、市から働きかけていく必要があると考えている。

○羽根田委員

- ・鶏舎の東側の道路は新設道路に取り付いて出入りができるようになるのか。
- ・今回の計画区域は容積率が150%であり、北側の工業団地は容積率が200%であるが、この差はなにか。
- ・国道419号の部分に三角地が残っているが、当初の計画ではここも区域に含まれていたと思う。ここを外した理由は何か。

○事務局

- ・鶏舎の東側の道路については、産業用地が整備されたあとの地区施設道路に接続し、利用できるように計画している。
- ・本計画北側の産業用地は市街化区域の工業地域として指定されており、建ぺい率60%、容積率200%を採用している。これに対し、市街化調整区域では、周辺環境に配慮するため、敷地面積に対してゆとりをもった建築をしていただくこととしている。この案件に限らず、市街化調整区域内地区計画の産業用地は容積率150%としている。
- ・当初は三角地まで含めた区域での計画をしており、そのまま市街化編入ができないか検討していたが、豊田北バイパスが完成した後も、鶏舎がここに残ることが決まったため、三角地を含めた形で一体的に活用することはできないと判断し、赤い線で囲われている区域を市街化調整区域内地区計画制度を活用して整備していくことになった。将来豊田北バイパスが整備され、次の土地利用がなされた際には、三角地を含めた一体を市街化編入していくという可能性はあると考えている。

○谷口委員

- ・先ほど豊田北バイパスの話が出たが、豊田北バイパスの完成年次を教えてください。

○事務局

- ・豊田北バイパスの完成年次は、平成30年代の前半あるいは後半あたりになるかと予想はしているが、具体的な完成年次については示されていない。

○松本会長

- ・採決→全員賛成 原案通り承認

第2号議案 「豊田都市計画 地区計画の変更について（猿投野入地区計画）」

内容説明

＜市街化調整区域内地区計画制度概要＞

- ・第1号議案時と同様のため、説明省略。

＜猿投野入地区計画の経緯＞

- ・平成21年に周辺の自然環境に調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目的に工業系市街化調整区域内地区計画を決定。
- ・地区計画決定当時は、立地する企業は決定しておらず、隣接地の駐車場造成は想定して

いなかった。

- ・その後、プライムデリカ(株)の立地が決定、平成26年に工場の建築工事に伴い、隣接地を従業員の駐車場として造成がされ、一体的利用がされている。
- ・拡張に伴い、適正な地区施設を配置することで、必要以上の開発を防止するため、地区計画区域の変更を行う。
- ・駐車場の開発については、関連法令や技術的基準を満たした内容となっている。

<猿投野入地区計画概要>

- ・当地区は、本市中心市街地より北へ約9kmに位置し、既存工場と駐車場区域を含めた約2.4haの地区で、東海環状自動車道豊田藤岡インターチェンジに近接。
- ・現在、プライムデリカ(株)豊田第2工場が操業。
- ・地区計画区域の面積は約2.4ha。
- ・駐車場部分は、公共空地として位置づけ、建築物の建築行為を規制。
- ・地区の目標を「生産・物流拠点として、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業団地の形成を図る」こととする。
- ・土地利用方針として、「周辺の自然環境や住宅地の環境の保全を図りながら、産業廃棄物処理施設等の立地を規制することにより、適正かつ合理的な土地利用を行う」こととする。
- ・緑地については、区域を囲むように配置し、約2,080㎡の緑地1号、約1,600㎡の緑地2号を配置。
- ・区域東側においては、必要以上の開発を抑制するため、駐車場を囲むように約960㎡の緑地3号及び4号を配置。
- ・調整池については、工場用地造成時に約370㎡の調整池1号を設置。
- ・駐車場造成時、約200㎡の調整池2号、約240㎡の調整池3号を配置。
- ・これらの地区施設は、開発行為を行う上での技術的基準を満たした内容となっている。

<都市計画決定手続き>

- ・平成28年6月10日に地元住民の方への説明会を実施、計画内容について周知。
- ・また、後日書面による自治区回覧を実施。
- ・都市計画法第16条に基づく原案の縦覧は、平成28年7月5日から7月19日まで豊田市都市計画課にて実施。
- ・縦覧者は2名、意見書の提出はなし。
- ・縦覧中のホームページへのアクセス件数は21件。
- ・都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、平成28年7月29日から8月12日まで豊田市都市計画課にて実施。
- ・縦覧者は0名、意見書の提出はなし。
- ・縦覧中のホームページへのアクセス件数は21件。
- ・本日の審議会を経たのち、愛知県からの協議回答を受け、平成28年10月頃に地区計画告示予定。

以上、第2号議案内容説明。

質疑応答

○高取委員

- ・ 駐車場が設けられるということで、多くの交通が発生すると思われるが、主にどちらの道路からのアクセスを想定しているのか。また、中心市街地への影響はあるのか。
- ・ 緑地3号、4号の幅はどれくらいか。

○事務局

- ・ 当該地区は県道深見亀首線に隣接しており、この道路から出入りしている。台数は、従業員駐車場として198台ほどの駐車スペースがあり、それ以外にトラックの出入りが1日あたり150台ほどある。工場は既に操業しているが、これに伴った渋滞等は発生していない。また、中心市街地からは離れており、中心市街地の交通への影響はない。
- ・ 緑地3号の幅は平均して8m、緑地4号の幅は約2mとし、全体の緑地率は35%と多めに設定している。

○松本委員

- ・ 緑地3号、4号はなぜ分かれているのか。

○事務局

- ・ 地区計画区域隣接部にプライムデリカ所有地があり、そこの維持管理をするために、通路を設置した。そのため、緑地の一部を切っており、それを地区施設上別々の緑地として指定している。

○加茂委員

- ・ エ〜オが字界となっているが、境界確定の際に問題はなかったか。

○事務局

- ・ 境界確定の際に問題があったということは聞いてない。

○西尾委員

- ・ 既に工場が稼働しているなかでの計画で、既存住宅が6、7件ほどあり、ここに駐車場200台とトラック150台が来るとなると大きな影響があるように思えるが、住民説明会の際に意見は出たのか。

○事務局

- ・ 今回の地区計画により新たな開発が行われるということではなく既に工場が立地済ということもあり、交通に関する問題や工場の環境に関する意見はなかった。

○谷口委員

- ・ 猿投野入地区計画の当初の計画はいつ頃か。その際に、今回の変更について見越していなかったか。

○事務局

- ・ 当初地区計画は平成21年に決定した。この地区計画を基に開発事業者が企業の募集を行ったものの、なかなか応募する企業が現れなかったが、最終的には企業がプライムデリカに決まった。プライムデリカが事業計画を立てるなかで、地区計画の区域については工場としてできる限り有効に使うため、駐車場は区域外に配置するに至った。地区計画の変更をしなくても、駐車場は法令上造成ができるが、市街化調整区域内地区計画の性格上、産業用地をひとつのまとまりとした計画として定めるため、駐車場

部分を含んだ区域に変更した。

○谷口委員

- ・一度決めた計画を事後に変えていくということをどこまで許容していくのかということもあり、当初の条件で納得した人が今回の変更で納得するかということもあるため、できるだけ先を見越した計画の策定をお願いしたい。

○松本会長

採決→全員挙手 原案通り承認

市長に文書で答申

◆次第にはないが、第1回豊田市都市計画審議会第2号議案「生産緑地地区の変更について」の質疑の中で、委員から農地に関する租税特別措置法に関する質問があり、第2回審議会の中で報告することになっていたため報告を行う。

以下、内容説明。

租税特別措置法についての報告

内容説明

- ・農地を譲渡した際には、その譲渡所得に応じて、所得税、住民税が課せられることとなるが、譲渡所得税には特別控除の特例措置が講じられる。
- ・対象となる個人は、豊田市に「農業経営改善計画認定申請書」を提出し、市長の認定を得た「認定農業者、認定就農者」が対象となる。また、法人においても、市長の認定を得た認定農業者が対象となる。
- ・その対象となる買替は、市街化区域から、市街化区域外への買い替えであり、譲渡面積の10倍までを買替の対象とすることができる。
- ・取得農地の要件としては、取得農地の面積が譲渡した農地面積以上であること、取得農地が自ら経営する農地に隣接する場合のいずれかに該当する必要がある。
- ・これらの要件を満たす農地の買替については譲渡資産の譲渡額が買替資産の取得額以下の場合、譲渡による収入金額の20%相当分のみが課税対象となる。
- ・譲渡資産の譲渡額が、買替資産の取得額を超える場合は、取得価格の80%を超える部分のみが課税対象となる。

以上、租税特別措置法についての報告。

確認事項

○松本委員

豊田市でも当てはまるということによいか。

○事務局

そうである。

報告事項1 「次期都市計画マスタープランの策定について」

内容説明

<都市計画マスタープラン概要>

- ・現行都市計画マスタープランは、平成20年3月から平成30年3月が計画期間。
- ・次期都市計画マスタープランは、平成30年3月から平成40年3月が計画期間。
- ・都市計画マスタープランの上位計画となる第8次総合計画は平成29年3月から8年間で計画期間。

<都市づくりの目標及び将来都市構造の基本的な考え方>

- ・第8次総合計画における将来都市像は「つくる つながる暮らし楽しむまち・とよた」を掲げている。
- ・めざすまちの姿として、「社会のつながりのなかで安心して自分らしく暮らす市民」「魅力あふれる多様で豊かな地域」「未来を先取る活力ある都市」を挙げており、この3つの視点を持ち、まちづくりを進めていく。
- ・豊田市を取巻く状況の変化として、人口構造の変化、産業の多角化、厳しい財政運営、リニアインパクトや自然災害への備えなどがある。
- ・その一方で現状としては、居住や都市機能、生活機能の分散立地や家族形成世代の転出超過、高い自動車分担率などがある。
- ・今後、豊田市が取り組むべき4つの課題を整理。
 - ① 機能集約や公共交通体系の確立に向けた「都市構造」
 - ② 産業振興や広域連携を意識した「都市活力」
 - ③ 地域コミュニティの維持や安全安心を確保する「都市生活」
 - ④ 環境負担の低減や自然保全といった「都市環境」
- ・これらの課題を受け、新たな都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標を設定。
 - ① さまざまな都市機能が便利に使える都市づくり
 - ② 都市の活力が将来にわたって持続する都市づくり
 - ③ 安全で、安心して暮らし続けることができる都市づくり
 - ④ 環境にやさしく、個性や魅力を高める都市づくり
- ・都市づくりの目標実現のため、将来都市構造を作成。都心と産業技術核の連携、名鉄三河線南部の鉄道機能強化を図る。
- ・都市構造を踏まえ、土地利用ゾーンを「市街地ゾーン」「都市・田園共生ゾーン」「都市近郊自然共生ゾーン」「森林環境共生ゾーン」の4つを設定。

<将来都市構造を見据えた土地利用の考え方>

- ・現在の人口集積状況は、市街化区域全体に人口が分布、拠点とその他の地域との人口密度の差が小さい、郊外部にも住宅地が形成されている。
- ・職住近接の利便性の高いまちづくりと自動車産業への就職による人口の転入を活かした土地利用を目指す。
- ・人口減少、超高齢社会に対応するため、目指すべきは拠点を中心とした集約型都市構造。
- ・しかし、当面の人口増加に対応するため、この考えと合わせ、幹線道路沿道型の土地利用も許容し、これを活かすハイブリッド型土地利用の維持を図る。
- ・次期都市計画マスタープランの特徴は、都市全体を直ちに強制力を持ってコンパクトに集約するまちづくりを行うのではなく、都市の成り立ちや強みを活かし、既存ストックを最大限に活用するハイブリッド型土地利用を維持する点。

- ・市民生活の利便性を確保しながら、持続可能な都市の実現に向けて取組んでいく。
- 以上、報告事項1内容説明。

確認事項

○藤原委員

- ・名鉄三河線や豊田線の駅周辺の人口密度を高めるとの記載があり、名鉄三河線の複線化という話もあるが、一つ間違えれば、人口が名古屋に流れていくことが懸念される。人口の流出抑制について記載があるが、より具体的に、人口の定住や豊田市に人を集めていくといった内容を計画のなかに組み込む必要があるのではないか。

○事務局

- ・都市計画マスタープランはハード系の内容が多く示されているが、豊田市に住んでいただく魅力を高めるためのソフト系の内容も併せて考える必要があると考えている。また、ソフト事業を支える都市基盤の整備をこの都市計画マスタープランで示していくものと考えている。

○西尾委員

- ・豊田市の人口が42万人となっているが、年齢層の割合を示した人口ピラミッドや男女の割合などの人口の構造や最近の動向について教えていただきたい。

○事務局

- ・8月1日時点での人口は約424,800人となっており、特徴として団塊の世代・団塊ジュニアの人口が多い。また、県外・市外から自動車産業関連への就職により転入してくる若年層は女性よりも男性がかなり多くなっている。また、本市においては既に超高齢社会に突入している状況であり、2040年では団塊ジュニアの方が65歳、2025年では団塊の世代の方が75歳以上となっており、人口ピラミッドとしては高齢者世代が多く、若年層が少なくなっていく。生産年齢人口を増強していき、雇用の確保や労働力の確保について進めていくことで、豊田市に来ていただき、市内に定着していただけるよう、区画整理事業や市街化調整区域内地区計画を進め、住宅地の供給を行い、人口ピラミッドが先ほどのような形にならないよう、第8次総合計画のなかで方針をまとめ、具体的な土地利用や都市施設整備を都市計画マスタープランに位置づけ実践していく。

報告事項2「次期緑の基本計画の策定について」

内容説明

＜緑の基本計画概要＞

- ・都市緑地法に基づき、市が策定するものである。
- ・良好な都市環境の形成を図り、健康で、文化的な都市生活の確保に寄与することが目的。
- ・現行計画は、平成19年度に策定、計画期間は平成20～29年度。
- ・次期緑の基本計画の計画期間は平成30～39年度。
- ・対象とする緑は、公共施設の緑、樹林や水辺、農地の緑、民間施設や住まいなどに民有地の緑。
- ・現行計画では、めざすべき緑の姿として、「水と緑につつまれたものづくり・環境先

進都市」を設定。

- ・また、めざすべき緑の姿を示す指標として、「緑地率」「緑被面積」「身近な公園・緑地の配置率」を設定。
- ・めざすべき緑の姿の実現するための基本方針として、「緑をまもる」「緑をふやす」「緑でつなげる」「みんなで育てる」を設定。
- ・めざすべき緑の姿を実現するための重点プロジェクトとして、「緑の環境都市軸の形成」「緑の内環の形成」「緑の外環の形成」「河川環境軸の形成」「身近な公園・緑地の整備」を設定。

<現行計画の評価>

- ・緑被率の目標値：平成19年の当初値67.1%を平成29年も維持。平成26年では67.5%であり、目標は達成。
- ・緑被面積の目標値：平成19年の当初値277,220㎡に対し、平成29年は284,220㎡。平成26年では、282,291㎡のため、目標は達成していないが、平成29年度末には達成する見込み。
- ・身近な公園・緑地の配置率：平成19年の当初値59.6%に対し、平成29年は71%。平成26年では、72.4%であり、目標は達成。

<目指すべき緑の姿>

- ・次期計画は、上位計画である第8次総合計画や都市計画マスタープランとの上位計画と整合を図りながら策定業務を進める。
- ・豊田市の緑の特徴は、「地域性のある多彩な緑」。
- ・豊田市全域のめざすべき緑の姿は、現行計画で重視してきた「水と緑のつながり・ネットワーク」の考えと第8次総合計画のめざす姿である「社会とのつながりのなかで安心して自分らしく暮らす市民」「魅力あふれる多様で個性豊かな地域」「未来を先取る活力ある都市」といった考えをあわせ、「まちと人に潤いと活力をもたらすとよたの緑づくり」とした。
- ・次期計画の基本方針は、現行計画の「まもる」「ふやす」「つなげる」「育てる」に「活かす」を加え、地域の緑が磨かれる取組を取りまとめていく。
- ・また、上位計画との整合を図るため、土地利用基本構想で定めた4つのゾーンごとに、目指すべき姿を整理する。
- ・市街地ゾーンでは、「みんなで身近な緑を守り育て、緑にふれあう暮らしを楽しむ」を設定。
- ・都市・田園共生ゾーンでは、「都市の暮らしを支える緑を守る」を設定。
- ・都市近郊自然共生ゾーンでは、「生命を育み、歴史・文化を継承する緑を守り、つなげる」を設定。
- ・森林環境共生ゾーンでは、「豊かな環境、資源及び文化を育む森林を次世代へと継承する」を設定。
- ・これら4ゾーンの目指すべき姿を実現することで、豊田市全域の目指すべき緑の姿の実現へとつなげていく。
- ・今後の予定として、平成28年度は市民アンケート調査、地域別懇談会、策定専門部会、策定委員会を行い、基本計画案を作成する。

- ・平成29年度は、パブリックコメントの実施、市都市計画審議会にて作成状況の報告を行い、年度末に計画の策定、広報等にて市民への周知を行う。

以上、報告事項2内容説明。

確認事項

○谷口委員

- ・生産緑地は、本計画のなかでどのような位置づけがされているか。

○事務局

- ・国土交通省、農林水産省が都市農業振興基本計画を示しているなかで、都市にあるべき農地を守っていくという方針があるため、国の方針を見据えていながら今年度検討をしていく。

○谷口委員

- ・この地図のなかに生産緑地は反映されているのか。

○事務局

- ・反映はしていない。

○松本委員

- ・現行の緑の基本計画のなかでも生産緑地の方針があるということか。

○事務局

- ・現行計画のなかには、公園の候補地として活用していくとしている。今後公園の整備率や緑地の必要性を見ながら記載していく。平成34年には生産緑地の指定から30年が経過するため、多くの解除が予想される。そのなかで豊田市としてどのように扱っていくかを記載していく。

○高取委員

- ・緑のあるライフスタイルの提案を緑の基本計画のなかで謳っていくことが必要ではないか。環境先進都市と言われているポートランドでは、自転車道とセットで緑のネットワークを整備している。中心市街地においても、緑被率のような面的な整備だけでなく、どういった緑があれば賑わいが創出されていくかといった質の部分での整備方針などが必要ではないか。

○事務局

- ・量を増やすだけでなく、地域住民が地域の周りの緑について考えていただき、賑わいの創出につなげるということも盛り込んでいきたい。

第3回豊田市都市計画審議会の日程について、確定次第連絡する。

(閉会時間 午後5時20分)

会議録署名者 議長 _____ 印

委員1 _____ 印

委員2 _____ 印